

役員及び評議員の報酬等 並びに費用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は社会福祉法人同志舎（以下、「法人」という。）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づきおかれる理事及び監事をいう。
 - ア 常勤役員とは、法人を主たる勤務場所とする理事長及び業務執行理事のことをいう。
 - イ 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づきおかれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

(報酬等の額及び支給)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次の通りとする。

- (1) 常勤役員は無報酬とする。
- (2) 非常勤役員
 - ア 報酬は、理事会開催出席につき一万五千円支給する。
 - イ 実施に応じて交通費五千円を支給する。

(3) 評議員

ア 報酬は、評議員会開催出席につき五千円支給する。

イ 実施に応じて交通費五千円を支給する。

(4) 前各項に規定する報酬は、現金をもって本人に支給する。

(費用)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 この細則をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1個第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別途、定めるものとする。

附則

この規定は平成29年4月1日から施行する。（平成31年6月?日更新）

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は社会福祉法人同志舎（以下、「法人」という。）の定款第8条及び定款第21条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づきおかれる理事及び監事をいう。
 - ア 常勤役員とは、法人を主たる勤務場所とする理事長及び業務執行理事のことをいう。
 - イ 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づきおかれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与、諸手当をいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴う旅費、手数料の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員及び評議員に報酬等を支給することができる。

(報酬等の額及び支給)

第4条 役員及び評議員の報酬等の額は、次の通りとする。

- (1) 常勤役員は無報酬とする。
- (2) 非常勤役員
 - ア 報酬は、理事会開催出席につき一万五千円支給する。
 - イ 実施に応じて交通費五千円を支給する。
- (3) 評議員
 - ア 報酬は、評議員会開催出席につき五千円支給する。
 - イ 実施に応じて交通費五千円を支給する。

(費用)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第6条 この細則をもって、社会福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第21号による改正後の社会福祉法）第59条の2第1個第2号に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この細則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この細則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別途、定めるものとする。

附則

この規定は平成29年4月1日から施行する。（平成31年6月？日更新）